

議員定数 22名に決定

〜次回の一般選挙から〜

本市議会は、12月定例会において「阿蘇市議会議員定数条例」の一部改正を行い、議員定数26人を次回の一般選挙からは22人とすることに致しました。本条例の提出議案内容と条例改正に至った議員定数検討特別委員会の調査報告概要について、次のとおり掲載いたします。

本条例の提出議案内容

議案提出の理由 阿蘇市議会議員の定数について、平成19年3月に設置された議員定数検討特別委員会で検討を重ねた結果、26人となっている議員の定数を22人とすべき結論に達した。

改正後の条例 阿蘇市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、22人とする。

附 則 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される本市議会議員の一般選挙（注）から適用する。

【注釈】

「一般選挙」とは、地方公共団体の議会の議員の定数全員について行われる選挙をいう。地方公共団体の議会の議員選挙については、一般選挙、再選挙、補欠選挙、増員選挙の別があり、これらのうち、一般選挙は、議員の任期満了、議会の解散、議員の総辞職などに基づいて、全員を改選する場合に行われるほか、新たな市町村が設置された場合にも行われる。

議員定数検討特別委員会の調査報告概要

本委員会は、これまで会議を6回開いた。平成19年5月の第1回会議から調査を開始し、20年2月の第3回会議を終えた時点で、中間報告を20年3月定例会の議場で行った。

中間報告の概要は次のとおりである。

これまで、九州圏内の各市の議員定数状況、一般会計予算と議会費等の規模、県内及び郡内町村の現在の取り組み状況、議員報酬等について、阿蘇市はどのような位置に置かれているか等の調査・研究を重ねてきた。

市議会としては、市総合計画及び新市建設計画に位置付けられた諸施策を着実に推進し、合併効果を活かしながら経常経費の徹底した節減合理化を図るなど、限られた財源を有効に活用することを基本とし、市民生活の向上に全力を尽くしていかなければならない。このため、各委員から出された意見・提言等の中には、合併により地域性に配慮しながらも、議会としては行財政改革が進められている中では議員定数削減も必要だとの意見が出され、削減する方向の意見が多数を占めたが、何名削減するかについては検討中である。議員定数は平成23年の改選時に反映することから、21年12月定例会までに最終報告を行う。

その後、21年7月の第4回会議以降、議員定数を何人にするべきかについて具体的に協議した。その結果、「削減止むなし」の意見が多数を占め、多数決で決めた結果、削減数を4人とし、23年改選後の定数を22人とする結論を得た。

議会は、執行部に対する監査機能、政策立案機能の充実を図るとともに、議会の情報を積極的に公開して、住民に対する説明責任を果たすことが求められている。私たち議会議員は、この要請に応え、市民の信頼と負託に応えていくため、議決機関としての責務を果たしていく所存である。



市議会議場